

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第12回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成16年11月8日(月)14:00～15:00

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,相良朋紀,田尾健二郎,戸松秀典,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成16年11月の出向からの復帰候補者等について
- その他

(2)次回の予定等について

5 議事

(1)協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成16年10月期の弁護士からの任官候補者及び平成16年度新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果、並びに最高裁判所から、平成16年11月の出向からの復帰候補者及び平成17年4月期の判事補から判事への任命候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

また、委員長及び委員に宛てて、判事に再任すべき者として指名することは適当ではないと答申された者から、再任希望者を不適合と判断するに際しては、委員会、少なくとも地域委員会における面接を実施するよう要請するという内容の文書が送付されたことが報告された。

- ・ 平成16年11月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から司法制度改革推進本部に出向している者について、候補者の略歴、直近の出向先から得た候補者の執務状況等を記載した書面、裁判所における評価書を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、その結果を最高裁判所に答申することとされた。また、今回諮問された平成17年4月期の判事補から判事への任命候補者について、判事への指名の適否について審議され、その結果を、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 委員会に寄せられた書面の取扱い

委員会の冒頭、庶務より報告された文書の扱いについて、庶務から、当該文書の主旨は、指名不適当とされる者に対する面接の実施を求めるものであるところ、委員会の運用方針は、指名候補者の面接については、絶対に排除するものではなく、また、一律に行うものでもなく、状況に応じて、面接というプロセスを通した方がよいと委員会で判断した場合にケースバイケースで行うというものであったと思われるので、この方針を確認するとともに、当該書面については、参考書面として受領しておくものとしてはいかがかと提案がなされた。委員からは「面接の実施に対しては、もう少し積極的な姿勢であってもよいのではないか。」との意見が出されたが、協議の結果、面接は状況に応じてケースバイケースで行うという当委員会の方針について確認した上で、当該書面については参考書面として受領し、特段の対応はしないこととされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会の日時は、12月3日(金)午前10時から開催され、平成17年上半期の再任(判事任命)候補者及び同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以上